

通所介護重要事項説明書

(令和 年 月 日 現在)

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話：03-5851-6052

担当：生活相談員

※ご不明な点は些細な事でもご相談下さい。

2. デイサービスセンター竹の塚翔裕園の概要

(1) 所在地とサービスを提供できる地域

名称	デイサービスセンター竹の塚翔裕園
所在地	東京都足立区竹の塚7丁目19番14号
介護保険指定番号	東京都
サービスを提供する対象地域	足立区にお住まいの方 ※足立区以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1	0	生活相談員兼務	1
生活相談員	介護支援専門員・介護福祉士	2	0	ケアワーカー兼務	1
機能訓練指導員	マッサージ師・准看護師	2	0	看護師兼務1名	2
事務員		1	0	特養事務員兼務	1
看護師	准看護師	2	0	機能訓練指導員兼務	2
ケアワーカー	介護福祉士	2	1		3
	ホームヘルパー2級・初任者研修	0	2		2

(3) 同センターの設備の概要

定員	12名
食堂兼機能訓練室	1室 72.59㎡
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
静養室	1室 2床
相談室	1室
送迎車	2台

(4) 営業時間

休業日	1月1日～1月3日
営業時間	午前9時～午後6時

3. サービス内容

- ①送迎：送迎を必要とする利用者に対してサービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し、必要な介護を行います。
- ②食事：利用者にあった食事形態で食事を提供します。
- ③入浴：家庭において入浴困難な利用者に対して、また入浴を希望する利用者に対して一般浴、特別浴の適切なサービスを提供します。
- ④生活相談：在宅生活で本人、家族からの相談を受け、より良い在宅生活ができるよう提案助言をします。

4. 料金

(1) 利用料金

基本利用料（1日につき）

利用時間	要介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
3時間以上4時間未満	要介護1	491 単位	¥545	¥1,090	¥1,635	¥5,450
	要介護2	541 単位	¥601	¥1,201	¥1,802	¥6,005
	要介護3	589 単位	¥654	¥1,308	¥1,961	¥6,538
	要介護4	638 単位	¥708	¥1,416	¥2,125	¥7,082
	要介護5	688 単位	¥764	¥1,527	¥2,291	¥7,637
4時間以上5時間未満	要介護1	515 単位	¥572	¥1,143	¥1,715	¥5,717
	要介護2	566 単位	¥628	¥1,257	¥1,885	¥6,283
	要介護3	618 単位	¥686	¥1,372	¥2,058	¥6,860
	要介護4	669 単位	¥743	¥1,485	¥2,228	¥7,426
	要介護5	720 単位	¥799	¥1,598	¥2,398	¥7,992
5時間以上6時間未満	要介護1	771 単位	¥856	¥1,712	¥2,567	¥8,558
	要介護2	854 単位	¥948	¥1,896	¥2,844	¥9,479
	要介護3	936 単位	¥1,039	¥2,078	¥3,117	¥10,390
	要介護4	1016 単位	¥1,128	¥2,256	¥3,383	¥11,278
	要介護5	1099 単位	¥1,220	¥2,440	¥3,660	¥12,199
6時間以上7時間未満	要介護1	790 単位	¥877	¥1,754	¥2,631	¥8,769
	要介護2	876 単位	¥972	¥1,945	¥2,917	¥9,724
	要介護3	960 単位	¥1,066	¥2,131	¥3,197	¥10,656
	要介護4	1042 単位	¥1,157	¥2,313	¥3,470	¥11,566
	要介護5	1127 単位	¥1,251	¥2,502	¥3,753	¥12,510
3時間以上4時間未満	要支援1	429 単位	¥476	¥952	¥1,429	¥4,762
	要支援2	476 単位	¥528	¥1,057	¥1,585	¥5,284
4時間以上5時間未満	要支援1	449 単位	¥498	¥997	¥1,495	¥4,984
	要支援2	498 単位	¥553	¥1,106	¥1,658	¥5,528
5時間以上6時間未満	要支援1	667 単位	¥740	¥1,481	¥2,221	¥7,404
	要支援2	743 単位	¥825	¥1,649	¥2,474	¥8,247
6時間以上7時間未満	要支援1	684 単位	¥759	¥1,518	¥2,278	¥7,592
	要支援2	762 単位	¥846	¥1,692	¥2,537	¥8,458

加算利用料

機能訓練体制加算	加算	27 単位	¥30	¥60	¥90	¥300
サービス提供体制加算Ⅲ	加算	6 単位	¥7	¥13	¥20	¥67
若年性認知症利用者受入加算	加算	60 単位	¥67	¥133	¥200	¥666
入浴加算Ⅰ	加算	40 単位	¥44	¥89	¥133	¥444
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算	1月につき + 所定単位数 × 181/1000				

(2) キャンセル料

ご利用者様の都合でサービスを中止する場合、下記キャンセル料がかかります。

ご利用日当日の 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	昼食代	0 円
ご利用日当日の 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合	昼食代	700 円

(3) 支払い方法

毎月 10 日以降に請求書を発行いたします。お支払い方法は振込または口座振替にてお支払い下さい。お支払いいただきますと入金確認後に領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

まずは、お電話などでお申し込みください。当センターの職員がお伺いし、面接を行います。その際、ご自宅での様子、ご家族様のご希望をお聞きいたします。

その後、通所介護契約書を作成し契約となり、サービスの提供を開始いたします。

* 居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援専門員にご相談ください。

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の 1 週間前までに文章でお申し入れください。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむをえない事情により、サービスを終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 カ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でのサービスを受けていたご利用者様の要介護区分認定が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合。

④ その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様ご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当社が破産した場合、ご利用者様へ文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30 日以内に支払わない場合、ご利用者様が入院もしくは病気などにより、3 カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または、ご利用者様やご家族様が当センターや当センターのサービス従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

* 退院後再契約となります。直明状況により、順番待ちになる場合がございます。

6. 当センターの特徴等.

(1) 運営の方針

事業所の通所介護従事者は、要介護状態の心身の特徴を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の心身的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練などの介護、その必要な援助を行う。

事業の実施に当っては、区市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

①送迎時間の連絡

文書、または電話で連絡いたします。

②体調管理

毎回、体温、血圧、脈の測定をします。

③体調不良によるサービスの中止、変更

体調不良で特変のあるときは、電話連絡いたしますのでご家族と協議の上サービスの中止、変更をすることがあります。

④食事のキャンセル

事前に電話連絡においてお願いいたします。(キャンセル料を頂く場合があります)

⑤時間変更

その都度、ご相談に応じます。

⑥設備、器具の利用

日常生活動作に応じた器具を適切に使用します。

⑦第三者評価の実施及および開示

受信日 : 令和3年2月25日

評価期間: ヒューマンウェアコンサルティング株式会社

7. 緊急時の対応

①緊急時の対応

ご利用者様の様態に変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、速やかにご家族に連絡を行うとともに速やかにご家族様に連絡します。

②事故発生時の対応

- (1) ご利用者様に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は速やかにご利用者様のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故防止のため、委員会等に置いて転倒、転落、誤嚥などについて具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底するとともに、事故が発生した際にはその原因を解明し、対策を講じます。
- (3) ご利用者様に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただしご利用者様の責に起因した場合はその範囲ではありません。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	電話番号	
	診察券番号 (ID 番号)	
緊急時搬送先	病院名	
	医師氏名	
	電話番号	
	診察券番号 (ID 番号)	
第 1 連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
第 2 連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 防災計画に沿った、非常誘導を行う。
- ・ 防災設備 関係法令に従って必要な設備を整えています。
- ・ 防災訓練 年 2 回の総合訓練及び毎月 1 回以上の訓練を実施しております。

9. サービスの内容に関する苦情

①当センターご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員

電話 03-5851-6052

②その他として

当センター以外に区市町村の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

区市町村名 足立区

担当	社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター
住所	東京都足立区梅島三丁目 28 番 8 号 (足立区こども支援センターげんき 1 階)
TEL	03-6807-2460

担当	足立区福祉部 介護保険課 事業者指導係
住所	東京都足立区中央本町 1 丁目 17 番 1 号 (北館 1 階)
TEL	03-3880-5111 (代)

担当	東京都 国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
住所	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 5 番 1 号
TEL	03-6238-0177

円滑かつ迅速に苦情解決を行うための処理体制、手順は次のとおりとします。

- ① 苦情があった場合、苦情受付・経過記録書に記載します。
- ② 苦情について事実確認を行います。
- ③ 苦情の対処について、関係者と協議し、管理者に報告し、指示を受けます。
- ④ 苦情の改善等について、利用者またご家族様及び関係者へ報告します。
- ⑤ 苦情解決についての結果等を苦情受付・経過記録書に記載します。
- ⑥ 苦情解決は早急に行います。

10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長寿村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
所在地	東京都足立区入谷九丁目 15 番 18 号
電話番号	03-3855-6363

定款の目的に定めた事業

- 1) 第一種社会福祉事業
 - 1 特別養護老人ホーム
 - 2 養護老人ホーム
 - 3 軽費老人ホーム
- 2) 第二種社会福祉事業
 - 1 老人短期入所事業
 - 2 老人デイサービスセンター
 - 3 認知症対応型老人共同生活援助
 - 4 老人居宅介護等事業
 - 5 看護小規模多機能型居宅介護
- 3) 公益事業
 - 1 介護老人保健施設
 - 2 通所リハビリテーション
 - 3 居宅介護支援事業
 - 4 地域包括支援センター
 - 5 訪問看護
 - 6 サービス付高齢者向け住宅事業
- 4) 収益事業
 - 1 不動産賃貸業

施設拠点等

1. 特別養護老人ホーム	4 箇所
2. 養護老人ホーム	1 箇所
3. 軽費老人ホーム	1 箇所
4. 短期入所生活介護	4 箇所
5. 通所介護	2 箇所
6. 認知症対応型通所介護	4 箇所
7. 認知症対応型老人共同生活援助	5 箇所
8. 訪問介護事業	1 箇所
9. 夜間対応型訪問介護事業	1 箇所
10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業	1 箇所
11. 看護小規模多機能型居宅介護	3 箇所
12. 介護老人保健施設	1 箇所
13. 通所リハビリテーション	1 箇所
14. 居宅介護支援事業所	4 箇所
15. 地域包括支援センター	1 箇所
16. 訪問看護事業所	1 箇所
17. サービス付き高齢者向け住宅事業	1 箇所
18. 不動産賃貸業	1 箇所

東京都足立区竹の塚7丁目19番14号

電話番号 3-5851-6052

- 定款の目的に定めた事業
1. 第一種社会福祉事業
(イ) 特別養護老人ホーム竹の塚翔裕園の設置 経営
 2. 第二種社会福祉事業
(イ) 老人短期入所事業竹の塚翔裕園の設置経営
(ロ) 老人デイサービスセンター デイサービスセンター竹の塚翔裕園の設置経営
(ハ) 竹の塚居宅介護支援事業所の設置及び受託経営

----- 契約をする場合以下の確認をすること -----

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都足立区竹の塚7丁目19番14号
名称 社会福祉法人 長寿村
 デイサービスセンター竹の塚翔裕園 印
 (東京都指定事業所番号 1392100184)

説明者 所属 デイサービスセンター竹の塚翔裕園
 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項についての説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
 氏名 印

(保証人) 住所
 氏名 印

